

## 認定総則

平成 13 年 12 月 7 日制定  
平成 16 年 9 月 17 日改正  
平成 24 年 4 月 1 日改正  
平成 26 年 4 月 14 日改正

一般社団法人日本消防放水器具工業会

### (目 的)

第1条 この総則は、一般社団法人日本消防放水器具工業会（以下「工業会」という。）が取り扱う消防用器具の品質の向上と規格の統一を図るため、その認定に必要な事項を規定することを目的とする。

### (認定の対象)

第2条 認定の対象品目は、以下の通り区分する。

- 1 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関として認定業務を行う、スプリンクラー設備等の送水口の基準（平成二十六年消防庁告示第十九号）に定められた品目
- 2 工業会が、自主基準により、品質の向上と規格の統一の為に、自主認定を行う消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十一条に定める消防水利、消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第二十七条に定める消防用水に使用される採水口の品目

### (認定の方法)

第3条 認定を公平に行うために、工業会は以下の組織を置くものとする。

- 1 認定の審査に関する決定権者として、工業会理事会は認定対象品目の利害に関係しない専任の理事（以下「専任理事」という。）を選出する。
- 2 専任理事は、認定対象品目のそれぞれの技術基準への適合性を審査する機関として、認定委員会を組織する。
- 3 認定委員会は、学識経験者を委員長とするほか、副委員長、委員若干名、特別委員2名以上により構成する。
- 4 認定委員会の構成員（以下「構成員」という。）は、専任理事が認定対象品目の利害に関係しないものから選出し工業会会长が委嘱する。
- 5 認定に関する検査は、認定委員会委員のうち指定の講習会を終了し、検査員の資格を持つものが、業務にあたる。
- 6 認定の業務に関し、工業会は監査員2名を定め年3回以上の監査を行う。
- 7 認定事務処理の実務は、専任理事の指示のもとに、工業会事務局が行う。
- 8 その他の認定に関する業務は、認定規程に詳細を別途定める。

(責任と権限)

第4条 認定に関する責任と権限は以下に定める。

- 1 工業会理事会は、認定に関する専任理事を選出する責任と権限を有する。
- 2 専任理事は、認定委員会の審査結果に基づき、製品の認定に関する決定を行う責任と権限を有する。
- 3 認定委員会は申請された製品の技術基準への適合性を審査し、専任理事に審査結果を報告する責任と権限を有する。
- 4 検査員は、専任理事の指示のもとに、型式認定試験及び個別認定試験の検査業務を行い、専任理事に試験結果を報告する責任と権限を有する。

(秘密の保持)

第5条 前条に記載される、認定に関する構成員及び組織は、認定の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

秘密保持の証として、工業会会长に対し各構成員は、委嘱受諾証に秘密保持の誓約を行うものとする。

(認定の業務の実施方法)

第6条 認定の業務の実施方法については、認定規程に別途定める。

(認定の表示)

第7条 登録認定及び自主認定の区分に従い、型式承認に基づく個別認定に合格した製品には、それぞれ適合している旨の表示として、下記の表示を行う。

- 1 登録認定合格品



認定証票

- 2 自主認定合格品



自主認定証票

(認定の取消等)

第8条 型式認定後、認定規程に定める型式取消または是正勧告に該当すると、認定委員会が認めた場合は、工業会は型式を取消又は是正勧告を行うことができる。

(苦情処理)

第9条 認定の結果及び認定の業務にかかる苦情があった場合は、専任理事は直ちに、工業会会长に苦情内容を報告するとともに、苦情内容の重要性及び緊急性に応じた処置を決定し実施するものとする。

苦情処理に関する処理の実施手順は、別途苦情処理マニュアルに定める。

(帳簿の保存等)

第10条 型式認定関連書類は、当該型式が廃止されてから5年間以上、個別認定関連書類は当該個別認定実施日から5年間以上、工業会事務局が保存する。

(書類及び帳簿の閲覧等)

第11条 工業会事務局には、型式認定状況及び個別認定の状況（認定表示の交付状況）並びに不服・苦情に関する内容及び処置について、閲覧可能な状態で書類を備え必要な内容については、公式ホームページ等で閲覧できるようにする。

(認定の公平性)

第12条 工業会で実施する、登録認定及び自主認定は工業会の会員に限らず、申請された製品についての技術基準への適合と品質管理状況について、公平に審査される。

附則

この総則は、平成14年4月1日から実施する。

この総則は、平成16年9月17日から実施する。

この総則は、平成24年4月1日から実施する。

この総則は、平成26年4月14日から実施する。